

# 眺望・景観の保護と裁判事例の道標

富 井 利 安

- I はじめに
- II 眺望阻害事例
- III 景観破壊事例
- IV むすびに

## I は じ め に

2008（平成20）年3月時点で、主として眺望及び景観の保護が焦点となった裁判事例のうち、筆者が収集できた判例集掲載等の事例（一部は未掲載）は、事件数で前者で37件、後方で31件ほどに上る<sup>1)</sup>。本稿の目的は、これらの裁判事例の歩みを分析し、とくに眺望及び景観の法的保護に一步一步向かって進むそのときどきの道標（みちしるべ）ともなったと思われる裁判事例に着目し、その特徴あるいは標識を概観することにある。

公害訴訟と比肩される環境保護訴訟の類型のうち、眺望阻害は、日照妨害・通風妨害・圧迫感被害・プライバシー侵害等の「消極的生活妨害」<sup>2)</sup>の事例と境界を接し、景観・美観・風致等の毀損は、文化財・自然・環境の破壊などの事例と境界を接するので、境界線の事例をいずれにカウントするかは論者によって異なり得る。また、保護法益としての眺望と景観は、

- 1) 後掲「眺望・景観訴訟事件の諸類型一覧表」参照。なお、事件数は、実質同一の事件ではあっても、訴訟手続きの違いによって別件に数えた。
- 2) 「消極的生活妨害」とは、隣地からの有害のガス、粉じん、悪臭、騒音、振動などの侵入がある「積極的生活妨害」と対比して用いられる。日照妨害、眺望阻害などでは、このような「侵入」による「積極的」な干渉はないので、「消極的生活妨害」と呼ばれるけれども、日照や眺望が奪われると生活上の不便、不利益、不自由、閉塞感、不快感等の被害が生じるので、やはり「生活妨害」の類型に含まれるのである。

明確に区別することが困難な場合があるが、私見では、便宜上これができるだけ区分して取り扱うのが望ましいというだけでなく、法的保護の可能性を追求するためには両者を区別するのが妥当と考えている<sup>3)</sup>。その理由は、眺望妨害の裁判事例では、特定の旅館事業者等あるいは私人・個人が享受している眺望利益の保護に焦点があり、観望地点としては「私的スポット」ともいえる客室、居間等からの見晴らしの良さが近隣の建築物等の建設によって視界を遮られるという点に特徴があり、もっぱら私的利益としての眺望利益が保護目的とされている。これに対して、景観等の破壊の事例では、特定の地域住民及び各種の団体、さらには不特定多数の市民あるいは観光客などが共同で享受している「公共的利益」ともいべきすぐれた景観そのものが建造物の建設により壊されるという点に特色がある。ここでは、地域住民の生活圏域及び公道、公園、海浜地、登山道、展望場所等々の「公的スポット」から見た風景外観の有り様（「眺望景観」と称してもよい。）が強く意識されており、個々人の私的利益（無論これも含まれるけれども）を超えたいわば「公共的空間利益」の保護が目的とされている

3) 広辞苑（第6版）によれば、眺望とは、遠く見渡すこと。見渡したながめ。みはらし。とされ、景観とは、風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。とされている。両者に共通する要素の「ながめ」に着目すると区別は困難である。しかし、眺望は、見渡しながめる主体にアクセントがあるのに対して、景観は、ながめられる対象・事物にアクセントがあり、審美的要素を含む客観的な形象、外的環境の眺めの総体が景観であるとする、両者のちがいはたんにニュアンスの相違にすぎないとはいえないように思われる。（「景観は、これを捉える『主体』があって初めて意味をもつ。」「景観にも客観的なものが存在する。」「景観は空間的にはきわめて客観的に形成されている。」以上田村 明『美しい都市景観をつくるアーバンデザイン』朝日選書、1997年30頁以下参照。）

語源的にも、眺望、観望、風景などは古くから用いられてきたが、景観は、20世紀初頭に植物学者の三好学がドイツ語のラントシャフト（Landschaft）に与えた訳語とされ、わが国では比較的新しく用いられ普及するようになったものである。なお、本稿で「眺望景観」と称する場合には、「外的環境を眺める人間の視点と、眺める対象となる外的環境の相互関係に着目した景観の概念」（中島 晃『景観保護の法的戦略』かもがわ出版、2007年67頁）といった意味で用いることにしたい。

からである<sup>4)</sup>。

ところで、時期的には本稿では直接対象としては取り上げない日照妨害訴訟事例がまず先行し、その後に眺望阻害訴訟及び景観訴訟事例が続く観があるけれども、両者ともに、近年とくに高層マンション等の建築をめぐる事案が徐々に増加する傾向が見られるのは何故であろうか。それには、以下のような事情があるものと思われる。1976（昭和51）年に、建築基準法の改正による「日影規制」が導入されて以降、そのころ多発していた日照権訴訟は大幅に減少することになった<sup>5)</sup>。その反面で、一般住宅の眺望利益が日照・通風などとも区別される独自の生活利益として法的保護に値するとの判旨を打ち出す裁判例<sup>6)</sup>が現れたことがきっかけとなって、日照と並ぶ眺望を前面に押し出す訴訟戦略がとられるようになったからであろう。景観訴訟の多発についても、同じような事情があるが、ただし、こちらは、環境権の主張に否定的な判決が続いてきたので、意図すると否とにかかわらず、環境権の個別具体的な要素でありそのシンボルともいえる景観権に着目し、それを強く押し出すことによって、環境権訴訟の隘路を打開しようとする試みでもあったように思われる。

## II 眺望阻害事例

眺望阻害事例は、便宜上(1)旅館事業者等の事例、(2)広告看板等遮蔽事例、(3)マンションに関する事例、(4)その他の事例に分類される。

- 4) 以上のような区分は、筆者の独自の見解というのではなく、環境紛争の事物の性格を見据えたものとして、初期のころから識者によって気づかれていたことである。(判例大系刊行委員会編著・牛山 積編集代表『大系環境・公害判例』第7巻「Ⅲ眺望・景観」(富井利安執筆)、旬報社、2001年182頁、注3)に掲げた文献を参照。)
- 5) 日置雅晴「景観紛争の経験からみた景観法」ジュリスト1314号、2006年56頁、中島・前掲22頁参照。中島弁護士は「建築基準法の改正により、日影規制が設けられたことが、その後の日照権裁判の展開を困難にすることになったといっても過言ではない。」と述べている。
- 6) 後掲「一覧表」のI-12熱海フジタマンション事件の東京高裁決定及びI-33横須賀野比海岸事件の横浜地裁横須賀支部判決がこれである。

### (1) 旅館事業者等の事例

これは、いずれも有数の観光地で旅館、料理飲食店、土産物店などを営む事業者の土地建物からの眺望が阻害されたというもので、すべて工事禁止の仮処分申請事件である。猿ヶ京、岡崎有楽荘、松島海岸の3例で差止認容の判決・決定が出され、他は却下例である。岡崎、松島の決定にはその理由が付されていないが、申請人にとっての眺望阻害のみならず、周辺の景観破壊も考慮に入れて仮処分認容となったことが伺われる。

猿ヶ京の前橋地裁判決は、申請人旅館の客室からの眺望を阻害する相手方旅館の建築行為は民法第1条3項による権利濫用であると明示しているが、松島海岸事件の仙台高裁判決は権利濫用を認めず、申請人の逆転敗訴となった。

ところで、旅館事業者等にとっての眺望利益は、一般の住宅にとってのそれと同様に、それが生活利益の一部を成し、それに精神的安らぎを求める人格的利益が含まれることは明らかである。しかし、それが営業利益の側面を有することも否定しがたい。白浜温泉事件や松島海岸事件のように同業者間で争われた事例で、裁判所が、社会的に相当でやむを得ない眺望の阻害は営業の自由という財産権に基づく適正競争の範囲内の問題に過ぎないとの判旨を採用しているのはそのことを意識しているからだと思われる。

### (2) 広告看板等遮蔽事例

これら4例とも請求棄却例である。ホテル、店舗、事業所等の位置を示す見慣れた看板・標識板が遮られると不特定多数の公衆にとっても不都合を生じるということはある。しかし、一般公衆に対する観望効果をねらった商業広告板のような遮蔽事例では、純然たる営業利益に係わる問題として割り切るほかない。市街地の土地利用のあり方からすれば、かかる営業利益が保護されなかったとしてもやむを得ないであろう。

### (3) マンションに関する事例

マンションに関する事例は、景観破壊事例に分類されるものも含めて増加傾向にある。これは、さらに①マンション等の建設によるマンション住民の被害事例、②マンション売買解約事例、③マンション建築による低層住宅の被害事例に分類される。

以上の事例のうち、武庫山、熱海、伊豆高原、多賀城、青葉山、知多半島の事件は仮処分申請事例であるが、その他の事件は損害賠償等請求事例が殆どである。初期の武庫山事件の判決は、日照障害・圧迫感被害・覗き見などの被害及び3階以上の建物は建てない等の特約違反を理由に住宅地における3階建ての共同住宅の建設差止めを認容した。青葉山、多賀城のケースでは、仮処分申請が一部認容されたが、前者の仙台地裁の決定は、日照妨害・電波障害・圧迫感・プライバシーの侵害を理由に目隠し、アンテナ設置などの積極的措置を採るよう命じるとともに、1戸分の工事禁止命令を出した。後者の仙台地裁の決定は、眺望障害・日照妨害を理由に建築中の最上階の8階部分の工事禁止の差止命令を出している。

熱海フジタマンション事件の東京高裁決定は、抗告棄却例ではあるが、眺望利益の保護要件を詳細に説示し、その限りで先例としての意義を有する。曰く「もっとも、このことは、右のような眺望利益がいかなる意味においてもそれ自体として法的保護の対象となりえないことを意味するものではなく、このような利益もまた、一個の生活利益として保護される価値を有するのであり、殊に、特定の場所がその場所からの眺望の点で格別の価値をもち、このような眺望利益の享受を一つの重要な目的としてその場所に建物が建設された場合のように、当該建物の所有者ないし占有者によるその建物からの眺望利益の享受が社会観念上からも独自の利益として承認せられるべき重要性を有するものと認められる場合には、法的見地からも保護されるべき利益であるということを防げない。」

損害賠償等請求事件では、芦屋・草津・札幌住友不動産・隅田川の事件、木曽駒高原・大阪忍ヶ丘の事件、京都二条城・福岡の二つの売買解約事件

の8例で損害賠償等認容判決が出された。ただし、忍ヶ丘の大阪高裁判決は、眺望阻害につき受忍限度を超えるとの立証がないとして、逆転判決を下した。

ところで、芦屋、草津、木曽駒高原の各事件の判決は、居住用マンション、リゾートマンション、社員用別荘につき眺望阻害による土地建物の財産的価値の減少を損害とみて、これに対する賠償金（芦屋では最高250万円、草津では694万円余、木曽駒では237万円余）の支払いを命じており、慰謝料は認めていない。これらの各判決は、眺望利益は土地建物という財産権に含まれるものと捉えていることが伺える。しかし、忍ヶ丘の大阪地裁判決は、眺望阻害による土地建物の価値の減少という財産的損害は生活利益の侵害による精神的損害に包摂され、独立の損害として評価することはできないとして、120万円の慰謝料の賠償のみを認めている。札幌住友不動産・隅田川の判決は、前者では原告3名に総計225万円の損害賠償を認容し、後者では原告夫婦合計66万円の慰謝料のみを認容している。このように、眺望阻害を土地建物に係る財産権の侵害とみるのかそれとも人格的利益ないし人格権の侵害とみるのかは裁判例で一致していない。

なお、マンション青田買い解約事件のうち、二条城の事例では、手付金の返還分と慰謝料等で558万円余の賠償が認められ、福岡反訴の事例では、反訴原告に手付金の返還ほか196万円余が認容されている。

以上のうち、認容例では、民事違法性の判断基準としては「受忍限度を超える」とか「不法行為」（民法第709条）を理由とするものが殆どである。ただし、マンションを巡る紛争では、売主の「日当たり良好、眺望も良い」といったセールストークを信じて購入した買主が、後に別のマンション等の建築で良好な住環境を阻害され、信頼を裏切られたと憤って損害賠償等を請求する事案が多い。学説では、このことに着目して、「みせかけの快適な住環境」を奪われた事例では、売主の瑕疵担保責任の問題と構成すべきとするものがあり<sup>7)</sup>、また、環境瑕疵と契約責任の視点から、①隣地に

7) 下森 定「マンションの売主はその分譲に際し、買主に隣地の利用計画について」

売主の支配が及ばない場合と②隣地に売主の支配が及ぶ場合とに区分して論じる見解<sup>8)</sup>、①眺望利益侵害型（第3者による建物の建築によって自己の眺望が侵害される場合）と②信頼違背型（売買の当事者間で、眺望に関する説明の有無・内容を巡って事後に紛争が生じる場合）とに区分する見解<sup>9)</sup>、①第三者原因型と②売主原因型に区分する見解<sup>10)</sup> などが出されている。

興味深いのは、上記のそれぞれの①の類型に属する事例においてさえも、売主に、販売契約時点で近い将来の近隣地の環境変化の事情等を「調査・説明・告知」すべき信義則上の義務（民法第1条2項）があるとする裁判例が多いということである<sup>11)</sup>。ただし、実際には、その義務違反はなく、したがって、売主の債務不履行責任ないし不法行為責任は認められないとして、損害賠償請求を棄却した判決が殆どである。

次に、上記のそれぞれの②に属する信頼違背型、売主原因型等の類型には、前述のマンション青田買い解約事例が含まれるほかに、眺望を売り物にして売っておきながら、その同じ売主が買主が入居して数年後に（短い場合には1年ほど後に）隣接地ないし近隣地に別のマンションの建築をし、買主の居室からの眺望を阻害するといったより背信性の強いケースが多々ある<sup>12)</sup>。これに属する一群の事例では、伊豆高原事件、大阪ベルシャトゥ

て調査告知する義務を信義則上負担しているか」判例タイムズ311号、1974年86頁以下。

8) 本田純一「不動産取引と環境瑕疵——契約責任という視点から」ジュリスト972号、1991年129頁以下。長谷川義仁「マンション購入者の日照・眺望等の利益と売主の責任」広島法学30巻2号、2006年53頁以下も参照。

9) 伊藤茂昭／棚村友博／中山 泉「眺望を巡る法的紛争に係る裁判上の争点の検討」判例タイムズ1186号、2005年4頁以下。

10) 鎌野邦樹「眺望・景観利益の保護と調整」NBL853号、2007年10頁以下。

11) この信義則上の調査説明・告知説明義務を明示したリーディング・ケースは「一覧表」I-11の田園調布スカイマンション事件に係る東京地裁判決ではないかと思われる。

12) 「一覧表」I-17の芦屋朝日住建マンション事件は、マンション分譲業者が眺望の良さを売りにし、将来眺望を阻害する建物が建築される恐れはないなどと説明して、販売しておきながら、後に別の業者に南側隣接地を売却し、その事業者がマンションを建築して眺望を阻害したという事案であるけれども、大阪地裁判

事件を除いて、多賀城事件、草津事件、札幌住友不動産事件、隅田川事件の一連の判決・決定では、たんに、売主の「調査・説明・告知」義務違反にとどまらず、買主が隣地に眺望を阻害する建物が建築される可能性がないと信頼したことは法的に保護されるべきであると説示するなど<sup>13)</sup>、より積極的・包括的に「売主は、買主に対して自らが売り物にした当初の眺望を妨げないよう配慮する信義則上の義務がある」といった新たなルールを創設したものと評価することができる。

#### (4) その他の眺望阻害事例

京都平安閣、横須賀野比海岸の事件で損害賠償認容判決が出された。ただし、前者では眺望阻害は受忍限度内とされた。後者では、裁判所は建物の一部撤去の請求は退けたものの、低層住宅に住む一般の居住者が被った眺望阻害につき初めて慰謝料（夫婦各100万円）の支払いを命じた。判決曰く「眺望も、地域の特殊性その他特段の状況下において、右眺望を享受する者に一個の生活利益としての価値を形成しているものと客観的に認められる場合には、濫りにこれを侵害されるべきではないという意味において法的保護の対象となると解すべきである。」

姫路三景園事件では、原告により「建築協定」に違反する建物の3階部分の撤去が求められた事案であるが、判決は、被告主張の「撤去請求は権利の濫用ではないか」との言い分を退けて、撤去請求を認めた珍しい事例である。

以上の眺望阻害事例は、すべて民事事件として私法的救済手続きに訴え

13) 判決は、被告の行為は、「被告が本件南側土地に本件マンションからの眺望を阻害する建物を建築することと同視される行為」と述べ、その分譲業者に買主の信頼に対する信義則上の義務違反を理由に損害賠償を命じた。これまた、信頼違背型・売主原因型に含めても良い事例である。

13) 多賀城事件では、債権者は、債務者の行為は債権者らの信頼を著しく裏切る「禁反言的な言動」とであると主張したのに対して、裁判所も背信性は著しいとして、未完成の8階部分の建築禁止の仮処分命令を出した珍しい事例である。

たものであることに気づかされる。

### Ⅲ 景観破壊事例

これは、差し当たって(1)自然景観に関する事例、(2)歴史的景観に関する事例、(3)都市の風致・美観・景観に関する事例、(4)その他の事例に分類される。

#### (1) 自然景観に関する事例

これら4例とも行政訴訟という公法的救済手段によっている。三段峡事件では地元住民は「特別名勝を鑑賞する権利」を主張したが、裁判所はこれを「反射的利益」に過ぎないと一蹴した。有名な日光太郎杉事件は、一審・二審判決とも原告東照宮の全面勝訴となった。東京高裁判決は、「かように、本件土地付近が国立公園区域内の特別保護地区に指定されている趣旨から考えても、その風致・景観は、国民にとって貴重な文化的財産として、自然の推移による場合以外は、現状のままの状態が維持・保存されるべきであるとの見地の下に、最も厳正に現状の保護・保全が図られるべきことは当然である」と判示した。越前加賀事件の判決は、「地元住民もしくは国民一般が自然的景観を鑑賞享受する利益」は「反射的利益」に過ぎないとした。宮島の事件は、瀬戸内海国立公園の特別地域、風致地区内で二階建住宅を建築しようとした原告が、広島県知事等が下した工作物新築不許可処分を不服としてその取消しを求めたものであるが、原告の請求が棄却され結果として宮島の景観が守られた事例である。

#### (2) 歴史的景観に関する事例

京都ホテル事件は、法人格なき社団としての京都仏教会が京都ホテルと清水建設を相手とする工事禁止の仮処分申請事件、同じく京都市長及び京都市建築主事を被告とする行政処分取消しの行政事件から成る。この事件では、裁判上初めて「景観権」・「宗教的・歴史的文化的環境権」が主張され

たのであるが、仮処分の京都地裁決定は、「その内容、要件等が不明確であって、これを私法上の権利として認めることはできない」とした。また、行政事件の京都地裁判決は、原告が主張する権利、利益は「法律上の権利としては未成熟」であり、「反射的利益」に過ぎない。それは、「近隣居住者等の日照、通風、採光、住居の静ひつ、防災及び衛生といった個別的具体的な生活利益とは異質のもの」とも述べ、原告適格なしとするものであった。

筆者は、眺望利益よりもっと貴重な歴史的景観の保護につき未だこのレベルにとどまっている裁判所の姿勢には疑問を感じざるを得ない。歴史的に優れた景観が存在し、その景観に親しく接して地元の住民や諸団体が共同で享受している実体があるならば、それは日照、眺望などと並ぶ生活利益の一部として法的保護の対象となると考えるべきである。それがなぜ上記判決がいうように、日照、通風、眺望などの「生活利益とは異質のもの」といえるのか、十分に説得的とはいえない。これに私法上の権利性を付与することは可能であり、それが行政事件の原告適格を根拠づける「法律上の利益」に含まれると解しても何ら不自然なことではない。また、多数の人々が景観を共同で享受しているという事実は民法上の「公共の福祉」（同法第1条1項）の内容を成すものであり<sup>14)</sup>、これを害する私権の行使は「権利の濫用」として違法性を帯びるものといってよい。

和歌の浦住民訴訟事件でも、「歴史的景観権」が正面から主張された。しかし、和歌山地裁判決は、「そのような文化的環境の一環として歴史的景観が存在しうることは肯定されてよい」としながらも、歴史的景観権については、「その内容は権利としての保護に値する程度に成熟したものになっているとはいいがたい」と述べるにとどまった。吉野町のゴルフ場差止民事事件では、「歴史的環境権」が提起され、吉野の景観・環境は世界歴史遺産に匹敵する空間であるとも主張されたのであるが、判決ではこの点は「差

---

14) 広中俊雄『民法綱要第1巻総論上』創文社、1989年117頁参照。

止請求権の根拠となる権利として法的に許容することは困難」として退けられたものの、溢水被害のおそれありとの理由で差止め認容となった。

福山市轄の浦埋立免許処分仮差止め申立て事件の広島地裁の決定は、申立て却下であるが、地元住民63人につき、「この景観に近接する地域内の居住者、具体的にいえば、少なくとも申立人らが指摘する歴史的町並みゾーン内の居住者は、法的保護に値する景観利益を有するものとして、本件埋立免許について行訴法37条の4第3項にいう法律上の利益を有するというべきである。」と述べ、原告・弁護士にとっては「中身で勝訴」の判断を示した。そのために、本件はあえて抗告されず、今後埋立免許が出された時点でその取消しを求める行政訴訟が起こされる見込みである。これは後に見る国立景観事件最高裁判決の判旨にしたがった初めての下級審の判断としてきわめて注目に値する。

### (3) 都市の風致・美観・景観に関する事例

これらのうち、国立市の景観紛争事例及びその他の注目される都市景観事例はそれだけを取り出して後に別に論じることとし、ここではそれ以外の事例の概要のみを記す。

#### ① 諸事例の概要

日比谷公園環境権事件は仮処分申請事例であるが、東京高裁の抗告棄却決定の理由付けには次のような注目されるべき判旨が含まれている。「なお、公の施設の一般使用者といえども、その使用が日常生活上諸般の権利を行使するについて不可欠のものである等特別の利害関係の存する場合には、自己の使用に対する妨害の排除を求めることができる」と解されるが、本件においてかかる事情の存することについては、主張もなく、疎明も存しない。」

神戸住吉川景観事件では、神戸市が計画した住吉川右岸の道路上に建設される「新交通六甲アイランド線」の事業は「河川空間を遮断し、眺望・景観を破壊する」として市民が神戸市長を相手に公金支出の差止めを求め

る住民訴訟を起こしたものである。判決は、出訴期間経過後の提訴を理由に訴えを却下した。鎌倉マンション事件では、当初4階以上の建築工事禁止の本訴が提起され、後に損害賠償請求に訴えが変更された。東京高裁判決は、景観権につき「対象となる景観の内容、権利の成立要件、権利主体の範囲等いずれも不明確であるから、景観権を法律上の権利として認めることはできない」とする一方、「控訴人主張の眺望は、古都鎌倉における歴史的風土及びその周囲の風致として法的に認められた地区を眺望できるという点で、客観的に独自の価値をもつものといえ、法的保護に値する生活上の利益に当たるといことができるが、…」とも述べている。しかし、被告の行為態様などとの比較考量の結果、一般的に是認し得る程度を超える不当な侵害があったとはいえないとして、控訴を棄却した。

国立歩道橋事件と練馬区石神井事件は執行停止申立事例である。前者の東京地裁決定は市民の申請人適格を認めたが、同事件の本案訴訟の東京高裁判決は、控訴棄却であり、「本件歩道橋の設置により大学通りの風致美観が毀損され、付近住民にとって生活の憩いの場が失われるという点については、控訴人らの主観的、情緒的な感情か或いは道路利用上の反射的利益に過ぎない」と述べるにとどまる。また、後者の東京地裁決定は、風致を享受する利益は一般公共の利害に関することがらで、特定の個人の損害となるものではないと述べている。いずれも、初期の裁判所の認識のレベルを示すものといえよう。しかし、これがそのまま現代にも通用するか疑問である。「景観を大切にすることは人間性の否定することができない文化的要求である」<sup>15)</sup>との意見こそ現代感覚にマッチするものといえよう。

横浜山下公園事件、同山手地区事件、京都宝ヶ池事件は、いずれも建築確認処分、建築物等許可処分の取消請求事例である。これらに共通する判示事項は、付近住民の風致・美観・景観を享受する利益は「法律上の利益」ではなく、「反射的利益」、「事実上の利益」でしかなく、したがって、原告

15) 西山卯三『歴史的景観とまちづくり』都市文化社、1990年まえがき4頁。

適格なしとするものである。しかし、最高裁判決では、ある種の生活環境利益は、一定範囲の住民にとっては一般的公益に吸収解消され得ない個々人の個別的利益としても保護される趣旨を含む場合があり、その一定範囲の住民は行政事件訴訟法第9条の「法律上の利益を有する者」に当たるとの見解がしばしば出されるようになってきている<sup>16)</sup>のであるから、上記のような裁判例の傾向は早晩転換を余儀なくされるであろう。

東京都立大学深沢校舎跡地高層マンション事件では、住民76名が長谷工から11社の共同企業体を相手に、景観権・景観利益等の侵害を理由に建物の高さ20 mを超える部分の建築禁止（ないし撤去）の差止めと損害賠償を求めたものである。本判決は、建物解体工事中の騒音被害につき慰謝料等の損害賠償を認容したが、景観利益などはいまだ確立したものとはいえないとしてその余の請求は棄却した。

漫画家榎図かずお邸新築事件では、東京都武蔵野市吉祥寺の地元住民が、赤白の横のしま模様の外壁の外観が住宅地の美観・景観を損なうものとして仮処分を申立てをしたのであるが、東京地裁の決定は、「公序良俗違反などは見当たらず、住民らに塗装を禁止する権利はない」と却下した。私人・個人の住宅のデザイン、色彩は原則として自由ということなのである。

## ② 国立市高層マンション建設景観紛争事件

東京都国立市の通称「大学通り」は、JR 国立駅から南に真っ直ぐ約1200 mも続く大通りである。合計4車線の都道、両サイドには高さ20 mほどのイチヨウと少し低い桜の並木が続き、ゆったりとした歩道が配置されていて、幅44 mの美しいまちなみ景観、街路景観がつけられている。国立市在住の作家山口瞳が「日本一美しい大通り」と讃えたこの通りは、東京都の「新東京百景」に選ばれたほか、読売新聞社主催の「新東京街路樹10景」など

16) 新潟空港航空運送事業免許取消訴訟・最判平元・2・17、民集43巻2号56頁、高速増殖炉もんじゅ訴訟・最判平4・9・22、民集46巻6号571頁、川崎開発許可取消訴訟・最判平9・1・28、民集51巻1号250頁、岐阜県山岡町ゴルフ場林地開発許可取消訴訟・最判平13・3・13、判時1747号81頁。

にも選ばれている。

1999（平成11）年8月、この大学通りに面した東京海上火災跡地（国立駅からおよそ1100 mの所）に明和地所による巨大高層マンション建設計画（当初最高階18階 高さ53 m 441戸、後に14階44 m 343戸に変更）が持ち上がった。この計画地の北側に細い道路を挟んで隣接する学校法人桐朋学園は、「東京海上跡地から大学通りの環境を考える会」<sup>17)</sup>を結成し、建設反対運動を起こした。上原公子市長は、5万人を超える署名と市議会の「建設見直し陳情」の採択を受けて、明和地所に対して景観条例に基づき建物の高さを約20 mの並木と調和するよう建設見直しの文書指導等をしたが、明和地所はこれを無視し続けた。

そこで、国立市は、マンション計画地の建物の高さを20 m以下に制限する内容を含む「国立市中三丁目地区」につき都市計画法上の地区計画を決定するとともに、建築基準法68条の2の規定に基づき「建築物制限条例」（1999年12月24日公布、2000年1月1日施行、同改正条例2000年2月1日公布施行）を制定した。一方、明和地所は、東京都多摩西部建築指導事務所に建築確認を「駆け込み申請」し、2000年1月5日建築確認済証の交付を受けて、上記改正条例施行日当時建築工事の「土工事」ないし「根切り工事」を始めていた。

建築禁止仮処分申立事件の債権者は、学校法人桐朋学園、同男子部門に通う生徒7名、近隣の住民6名で、相手方は明和地所及び三井建設である。債権者らは、本件マンションの建築は国立市の条例及び建築基準法に違反するものであり、日照、眺望、プライバシー、景観が侵害されると主張した。東京地裁八王子支部の決定は申立却下である。同決定は、建築基準法3条2項が「現に建築…工事中」の建築物については、新しく制定・適用された法律・条例等は適用されないとしている趣旨は、主として、現行の法律・条例等に則って建築工事を行っている建築主に不測の損害を生じさ

17) 石原一子『景観にかける 国立マンション訴訟を闘って』新評論、2007年は、同会の代表を担った著者による市民運動の貴重な記録として一読に値する。

せないようにし、もって右建築主の既得権を保護することにあると述べ、本件マンションは「現に建築…工事中」の建築物に当たり、建築物制限条例の適用はないとした。また、日照被害は「受忍限度」を超えているとはいえ、景観を享受する利益も法的保護に値する具体的な権利とみることはできないとした。

仮処分事件の抗告審の東京高裁決定は、「現に建築の工事中」であるというためには、「計画された建築物の基礎又はこれを支える杭等の人工の構造物を設置する工事が開始され、外部から認識できる程度に継続して実施されていることを要する」と述べ、本件ではその段階に達しておらず、建築物制限条例の適用対象となるものであり、したがって、本件マンションは、本件建築物制限条例に適合しない範囲すなわち高さ20 mを超える範囲において、建築基準法に適合しない建築物に当たると判示した。しかし、私法上の権利としてマンションの高さ20 mを超える部分の建築差止めを求め得るだけの受忍限度を超える日照被害があると認めることはできないとして、抗告を棄却した。同決定は、「環境にしても、景観にしても、その中に居住して生活する住民の多数が長い間にわたって維持し、価値が高いものとして共通の認識の確立したものは、先に居住を開始した住民の単なる主観的な思い入れにとどまるものではなく、新たに住民となる者や関係地域において経済活動をする者においても十分に尊重すべきものである」との注目すべき意見を示しながらも、環境及び景観に対する住民の利益は、そのみでは法律上建築差止めの根拠とはなり得ないと述べるにとどまった。

本事件では、桐朋学園、同教職員、同生徒、地域住民らが原告となり、「建築物除却命令等請求事件」の行政訴訟も起こされた。被告は東京都多摩西部建築指導事務所長及び東京都建築主事である。前者に対する請求内容は、被告が、本件建築物につき高さ20 mを超える建築の禁止及び除却の命令を発しないことの違法確認と明和地所等に対して同命令をせよとの義務づけの請求である。後者に対しては、被告は本件建物につき検査済証を

交付してはならないというものである。東京地裁判決は、高さ20 mを超える部分は建築基準法68条の2及び国立市建築物制限条例7条に違反する違法建築物であるとの理由で「違法確認」請求を認め、その他は却下した。同判決は、根切り工事の着手及びその継続をもって、建築基準法3条2項の「現に建築の工事中の建築物」には該当せず、したがって本件「建築条例」が適用されるとした。さらに、建築物の高さ規制が景観を享受する個々人の個別的利益をも保護する趣旨であるとの注目すべき判断を示し、「中三丁目地区」地区計画内の地権者学校法人桐朋学園ほか3名の原告適格を認めた。曰く「景観は、景観を構成する空間を現に利用している者全員が遵守して初めてその維持が可能になるのであって、景観には、景観を構成する空間利用者の共同意識に強く依存せざるを得ないという特質がある。」、「本件地区のうち高さ制限地区の地権者は、法令等の定めに記載とおり、本件建築条例及び本件地区計画により、それぞれの区分地区ごとに10メートル又は20メートル以上の建築物を建てることができなくなるという規制を受けているところ、これら本件高さ制限地区の地権者は、大学通りの景観を構成する空間の利用者であり、このような景観に関して、上記の高さ規制を守り、自らの財産権制限を受忍することによって、前記のような大学通りの具体的な景観に対する利益を享受するという互換的利害関係を有していること、一人でも規制に反する者がいると、景観は容易に破壊されてしまうために、規制を受ける者が景観を維持する意欲を失い、景観破壊が促進される結果を生じ易く、規制を受ける者の景観に対する利益を十分に保護しなければ、景観の維持という公益目的の達成自体が困難になるというべきであることなどを考慮すると、本件建築条例及び建築基準法68条の2は、大学通りという特定の景観の維持を図るといふ公益目的を実現するとともに、本件建築条例によって直接規制を受ける対象者である高さ制限地区地権者の、前記のような内容の大学通りという特定の景観を享受する利益については、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。」以上の判旨は、明らかに先に触れた原告

適格を拓げる最高裁判決の流れに沿うものである。

ところが、この事案の控訴審の東京高裁判決は原告逆転敗訴判決を下した。同判決は、本件建物は「現に建築…の工事中の建築物」に該当し、したがって改正建築条例の適用を受けず、本件建築条例の規定する高さ20 mの制限に適合しない建物ではあるが、建築基準法に違反する建物ではないとした。しかも、同判決は住民の景観享受利益には全く触れていない。本件は以後最高裁に上告されることとなったが、結果は上告不受理・上告棄却の決定となった。

本事件では、別に明和地所が原告となり、国立市、同市長を相手取り条例無効確認及び損害賠償を求めた事件がある。東京地裁判決は、正当にも無効確認請求は却下したものの、被告国立市に対して、本件建物が「既存不適格建築物」となったことによる損害3億5000万円と「信用毀損行為」による無形の損害5000万円の賠償を命じた。なお、本件に係る東京高裁判決は、一審で国家賠償法上は違法と認定された国立市の地区計画と建築条例の適法性を完全に認めた上に、国立市の事業者に対する損害賠償については、本件建物が既存不適格化したことによる損害などはないとしてこれを認めず、信用毀損行為ほかの2500万円の損害賠償金のみを認め、第一審の認容額を大幅に減額する判断を示した。

2001年3月29日、住民らは、明和地所及び三井建設を相手取り建物建築工事禁止の差止請求と損害賠償を求める民事訴訟を東京地裁に起こした（訴訟継続中に建物が完成したので、建物の一部撤去等を求める訴訟に変更され、建物の購入者113名が被告として追加された）。損害賠償は日照被害と景観破壊に対するものである。景観破壊については、違法部分の撤去がなされるまで一人毎月1万円の慰謝料を支払えとするものである。2002年12月18日に東京地裁（宮岡章裁判長）は、本件建物は条例施行時に「工事中」であったから建築基準法の適用を除外され、同法には違反しないとしたもの、土地所有権から派生する付加価値としての「景観利益」は法的保護に値し、これを侵害する行為は不法行為に該当すること、また、景観利益

の特殊性と景観利益破壊の程度を総合考慮すると、金銭賠償では被害を救済することはできないとの理由で、大学通りに面する1棟につき7階以上に当たる高さ20mを超える部分の撤去を命じたほか、被告明和地所に対して、景観利益を有する地権者3名に建物の撤去がなされるまで各1ヶ月1万円の慰謝料を支払うよう命じた衝撃的な判決を下した<sup>18)</sup>。

ところが、東京高裁判決は、景観評価の主観性と観望地点の移動性と多様性ということを理由に景観被害などはないとして、住民側逆転敗訴の判決を下した。ただし、同判決も、例外的に「不法行為」を構成する場合があります。続いて、2006年3月30日、ついに最高裁（第一小法廷甲斐中辰夫裁判長）判決が出され、上告は棄却されたというものの、最高裁としては、初めて「景観利益」が法的保護に値することを認め、それが民法709条の「法律上保護される利益」に含まれるとの画期的な判断が示された。曰く「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。」<sup>19)</sup>

### ③ その他の注目される都市景観事例

国立景観事件のほかに、同じころ問題となった注目される事例には、名古屋白壁地区マンション景観事件と京都洛西ニュータウンマンション景観事

18) この民事訴訟については、筆者は、学校法人桐朋学園法人本部理事・事務局長の大西信也氏の求めに応じて、東京地裁に提出する「意見書：景観の法的保護について」（2002年8月）を作成した（本稿は後に広島法学27巻1号、2003年6月に掲載された。）。これが、筆者が同事件等にかかわるきっかけとなったものである。

19) 本件の判例評釈については、富井利安「国立高層マンション景観訴訟上告審判決」谷口知平編集代表『判例公害法』新日本法規出版株式会社、追録第158・159合併号、2007年8350/597頁以下参照。なお、以上の国立の事件の殆どすべての判決につき、上記『判例公害法』で判例評釈の機会を筆者に提供して下さった新日本法規出版の編集者の方々、とくに住奥将克氏及び増岡憲治氏に厚く御礼を申し上げる。

件がある。前者の仮処分申請事件に係る名古屋地裁の決定は、国立民事事件の一審東京地裁判決とほぼ同様の理由で高さ20mを超える建築禁止の差止めを認容した。ただし、仮処分決定の異議申立てが通り、覆されることになった。後者の事件に係る京都地裁・大阪高裁判決は、いずれもマンションの建築の差止請求棄却ではあったが、評価できる注目点は、良好な景観を著しく破壊する行為は「不法行為」として損害賠償に値する場合があります。また、景観利益の享受が人格権の内容となっていると解する余地があることを明言していることである<sup>20)</sup>。

#### (4) その他の事例

清里リゾートマンション事件では、原告は、JR 清里駅付近に地上7階のリゾートマンションの建築計画を立て、山梨県に建築確認申請をしたところ、県建築主事が「山梨県景観条例」に定める関係機関との協議、同意を得られないとして、建築確認を保留したことに対して、処分保留は違法として争ったものである。甲府地裁は原告勝訴の判決を下した。しかし、経済環境の変化で、実際にはそのマンションは建設されなかったようである。

## IV む す び に

日照権については、非常に多くの裁判事例が存在し、その積み重ねの上に「日照権」という権利は名実ともに確立し、判決例でもその名称が用いられるようになってきているが、眺望利益及び景観利益については、判例の上で「眺望権」あるいは「景観権」までは認められているとはいえないのが現状である。国立事件の最高裁判決も「景観利益を超えて『景観権』という権利性を有するものを認めることはできない」と明確に述べている。し

20) この京都の事件でも、筆者は「意見書：景観利益の法的保護要件と効果について」と「意見書：景観利益の侵害の私法的救済について」を書き綴る経験をした。前者は大阪高裁に提出され、後者は最高裁第一小法廷に提出されたものである。それぞれ後に、広島大学総合科学部紀要Ⅱ・社会文化研究30巻、2004年5頁、広島法学29巻2号、2005年245頁に掲載された。

かし、上記で概観してきたように、眺望利益は勿論のこと、景観利益の私法上の権利性が実質的に認められるようになったことは明らかであって、かつて、それは法的保護とは無縁の「偶然の恩恵的利益」、「事実上の利益」、「反射的利益」に過ぎないと裁判所の判断が主流を占めてきたことを思えば、いまや隔世の感がある。

景観利益の権利性、法的保護の可能性が認められるようになったとしても、結果として、裁判で著しい景観破壊が未然に防がれた勝訴例は残念ながら殆どないのも現実である。前掲最高裁判決も、「ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」とも述べて、景観利益の法的保護要件を厳しく制限しようとする意図が見られる。

しかし、以上の判決要旨は、今後同種の事例が積み上げられていくなかで、もっと発展的な法準則に仕立て上げられてゆく可能性を秘めていると筆者は考えたい。その際、かつて、日照権が確立される過程の初期の裁判例で、当初は「害意」のあるシカーネの権利行使で違法性の強い事例にのみ「権利の濫用」を援用し、法的保護の可能性を限定しようとする例が見られた。やがて、害意という主観的な要素を重く見ることから脱却して、客観的に見て違法であり、不法行為が成立する場合にも保護範囲を拡げる判例が増えてきたのであるが、その道筋が景観権にとっても示唆的とはいえないであろうか<sup>21)</sup>。そのためにも、今後とも景観権確立への第一歩として、「景観利益」の法的保護要件の基準をより明確にし、さらにその法効果論を一層発展させることが法律学に課せられたテーマといえよう。

21) 沢井 裕・潮海一雄「日照権確立への道程 最高裁昭和47年6月27日判決を契機として」判例タイムズ279号、1972年2頁以下参照。

[本稿及び後掲の「一覧表」は、平成12年度～平成14年度科学研究費補助金（基盤研究（B）(1)）研究成果報告書（研究代表者・香川大学法学部教授 中山 充）『瀬戸内海地域の環境保全と海域利用に関する総合的法学研究』（2003年2月）146頁所収の富井利安「眺望・景観の保護と裁判例の動向」の論文を元に、その後の事態の推移と新たな判例を追加し、タイトルも変更して大幅に加筆修正を行ったものであることを付記する。]

## 眺望・景観訴訟事件の諸類型一覧表

### I 眺望阻害事例

- (1) 旅館事業者等の事例
  - 1 群馬猿ヶ京温泉事件（前橋地判昭36・9・14下民集12・2268, 東京高判昭38・9・11判タ154・60）
  - 2 琵琶湖晴嵐荘事件（大津地判昭40・9・22行集16・9・1557）
  - 3 和歌山白浜温泉事件（和歌山地田辺支判昭43・7・20判時559・72）
  - 4 三重鳥羽湾近鉄事件（津地判昭44・9・18判時601・81, 名古屋高判昭45・1・22判時601・85）
  - 5 京都岡崎有楽荘事件（京都地決昭48・9・19判時720・81）
  - 6 宮城松島海岸事件（仙台地決昭59・5・29判タ527・158, 仙台地判平元・2・1判タ858・266, 仙台高判平5・11・22判タ858・259）
- (2) 広告看板等遮蔽事例
  - 7 銀座朝日電光ニュース社事件（東京地判昭38・12・14判時363・18）
  - 8 新宿ビクターレコード事件（東京地判昭44・6・17判タ239・245）
  - 9 港区英国航空会社事件（東京地判昭57・4・28判時1059・104）
  - 10 港区広告看板設置請求事件（東京地判平17・12・21判タ1229・281）
- (3) マンションに関する事例
  - ① マンション等の建設によるマンション住民の被害事例
    - 11 田園調布スカイマンション事件（東京地判昭49・1・25判時746・52）
    - 12 熱海フジタマンション事件（東京地決昭51・3・2判時834・81, 東京高決昭51・11・11判時840・60）
    - 13 札幌丸紅不動産マンション事件（札幌地判昭63・6・28判時1294・110）
    - 14 千葉御宿シーハイツマンション事件（東京地判平2・6・26判タ743・190）
    - 15 伊豆高原マンション事件（東京地決平2・9・11判タ753・171）
    - 16 長野湯田中温泉リゾートマンション事件（東京地判平5・11・29判時

- 1498・98)
- 17 芦屋朝日住建マンション事件（大阪地判平5・12・9判時1507・151）
- 18 宮城多賀城マンション事件（仙台地決平7・8・24判時1564・105）
- 19 群馬草津リゾートマンション事件（横浜地判平8・2・16判時1608・135）
- 20 大阪ベルシャトゥマンション事件（大阪地判平11・12・13判時1719・101）
- 21 札幌住友不動産マンション事件（札幌地判平16・3・31判例集未登載）
- 22 隅田川花火観望阻害事件（東京地判平18・12・8判時1963・83）
- ② マンション売買解約事例
- 23 京都二条城マンション事件（京都地判平10・3・24判タ1051・290, 大阪高判平11・9・17判タ1051・286）
- 24 福岡「オーシャンビュー」マンション反訴事件（福岡地判平18・2・2判タ1224・255）
- ③ マンション建設による低層住宅の被害事例
- 25 武庫山住宅地マンション建設差止事件（神戸地伊丹支判昭45・2・5判時592・41）
- 26 仙台青葉山マンション事件（仙台地決昭49・3・28判時778・90）
- 27 名古屋大宮観光マンション事件（名古屋地判昭58・8・29判時1101・91）
- 28 愛知知多半島別荘事件（名古屋地半田支決昭61・1・13判時1202・59, 名古屋高決昭61・4・1判時1202・58）
- 29 木曾駒高原事件（大阪地判平4・12・21判時1453・146）
- 30 京都右京区マンション事件（京都地判平5・3・16判タ827・250）
- 31 大阪忍ヶ丘マンション事件（大阪地判平10・4・16判時1718・76, 大阪高判平10・11・6判時1723・57）
- (4) その他の眺望阻害事例
- 32 京都平安閣事件（京都地判昭45・4・27判時602・81）
- 33 横須賀野比海岸事件（横浜地横須賀支判昭54・2・26判時917・23）
- 34 姫路三景園建築協定違反撤去請求事件（神戸地姫路支判平6・1・31判時1523・134）
- 35 岐阜各務原配水池事件（岐阜地決平7・2・21判時1546・81）
- 36 長野学者村事件（長野地上田支判平7・7・6判時1569・98）
- 37 大阪池田市五月荘園事件（大阪地判平11・4・26判タ1049・278）

## II 景観破壊事例

- (1) 自然景観に関する事例
- 1 広島特別名勝三段峡事件（東京地判昭30・10・14行集6・10・2370）

- 2 日光太郎杉事件（宇都宮地判昭44・4・9判時556・23，東京高判昭48・7・13判時710・23）
- 3 福井越前加賀国定公園事件（福井地判昭49・12・20訟月21・3・641）
- 4 瀬戸内海国立公園宮島建築等不許可取消請求事件（広島地判昭57・12・16行集33・12・2451）
- (2) 歴史的景観に関する事例
- 5 伏見桃山コープ仮処分事件（京都地決昭58・10・11判時1100・126）
- 6 滋賀三井寺バイパス事件（大津地判昭58・11・28判時1119・50）
- 7 京都ホテル仮処分申請事件（京都地決平4・8・6判時1432・125）
- 8 京都ホテル行政訴訟事件（京都地判平6・1・31判例自治126・83）
- 9 和歌の浦事件（和歌山地判平6・11・30判例自治145・36）
- 10 奈良吉野町ゴルフ場事件（奈良地葛城支判平11・3・24判タ1035・190）
- 11 福山鞆の浦埋立免許仮差止め申立て事件（広島地決平20・2・29判例集未登載）
- (3) 都市の風致・美観・景観に関する事例
- 12 国立市歩道橋事件（東京地決昭45・10・14判時607・16，東京地判昭48・5・31判時704・31，東京高判昭49・4・30判時743・31）
- 13 練馬区石神井風致地区事件（東京地決昭46・6・16行集22・6・843）
- 14 日比谷公園環境権事件（東京地決昭53・5・31判時888・71，東京高決昭53・9・18判時907・61）
- 15 日比谷公園住民訴訟事件（東京地判昭53・10・26行集29・10・1884）
- 16 横浜山下公園事件（横浜地判昭55・11・26行集31・11・2520）
- 17 横浜山手地区共同住宅事件（横浜地判昭59・1・30判時1114・41）
- 18 京都宝ヶ池プリンスホテル事件（京都地判昭61・1・23判時1191・78）
- 19 神戸住吉川景観事件（神戸地判平3・2・25判タ767・104）
- 20 国立景観仮処分申請事件（東京地八王子支決平12・6・6判例集未登載，東京高決平12・12・22判時1767・43）
- 21 鎌倉マンション事件（東京高判平13・6・7判時1758・46）
- 22 国立景観行政訴訟事件（東京地判平13・12・4判時1791・3，東京高判平14・6・7判時1815・75，最決平17・6・23判例集未登載）
- 23 国立駅前景観国賠事件（東京地八王子支判平13・12・10判時1791・86，東京高判平15・2・27判例集未登載，最決平15・11・21判例集未登載）
- 24 国立明和損害賠償等請求事件（東京地判平14・2・14判時1808・31，東京高判平17・12・19判例自治277・61）
- 25 国立景観民事差止等請求事件（東京地判平14・12・18判時1829・36，判タ1129・100，東京高判平16・10・27判時1877・40，最判平18・3・30判時

- 1931・3, 判タ1209・87)
- 26 名古屋白壁地区景観仮処分申請事件（名古屋地決平15・3・31判タ1119・278）
- 27 国立景観関連野党市議損害賠償事件（東京地八王子支判平15・9・1判時1837・68）
- 28 京都洛西ニュータウン景観事件（京都地判平16・3・25判例集未登載，大阪高判平17・3・16判例集未登載，最決平18・5・22判例集未登載）
- 29 都立大学跡地マンション事件（東京地判平17・11・28判時1926・73）
- 30 楳図かずお邸新築美観事件（東京地決平19・10・12判例集未登載）
- (4) その他の事例
- 31 山梨県清里リゾートマンション事件（甲府地判平4・2・24判時1457・85）

〔以上の表は、2008（平成20）年3月現在、公刊されている判例集に掲載された事例（一部未登載事例を含む。）を筆者が収録し、独自の基準で整理分類したものである。無論見落とした事例があり得ることをお断りしておきたい。

引用した判例集等の略称は以下のとおりである。「民集」・最高裁判所民事判例集，「行集」・行政事件裁判例集，「下民集」・下級裁判所民事裁判例集，「訟月」・訟務月報，「判時」・判例時報，「判タ」・判例タイムズ，「判例自治」・判例地方自治。〕